

シェアオフィス等環境整備事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第6条は省略 (実績報告)</p> <p>第7条 補助対象者は、補助事業が完了した場合は、別記第5号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の3月22日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。</p> <p>(補助金の額の確定及び補助金の交付)</p> <p>第8条 知事は、前条第1項の規定により実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第6条の規定により通知した補助金の交付定額(第5条第2項の規定による承認をした場合は、その承認した額)と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。</p> <p>3 補助対象者は、第1項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>第1条から第6条は省略 (実績報告)</p> <p>第7条 補助対象者は、補助事業が完了した場合は、別記第5号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。</p> <p>(補助金の額の確定及び補助金の交付)</p> <p>第8条 知事は、前条第1項の規定により実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第6条の規定により通知した補助金の交付定額(第5条第2項の規定による承認をした場合は、その承認した額)と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。</p>

新													旧												
別記第8号様式（第8条関係）													旧様式には規定なし。												
第 年 月 日 号																									
高知県知事 様																									
市町村長																									
シェアオフィス等環境整備事業費 概算払請求書																									
シェアオフィス等環境整備事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、シェアオフィス等環境整備補助金（令和 年 月 日付 第 号）を概算払されるよう、下記のとおり請求します。																									
記																									
1 請求額 円																									
2 交付決定額 円																									
3 概算払請求額 円																									
4 交付残額 円																									
5 事業の完了年月日 年 月 日																									
6 添付書類 (1) 概算払請求額の根拠となる資料																									